

4月以降
予定

新型コロナウイルスワクチンの接種が始まります



対象 市民(原則、津島市に住民票のある方)
※ただし、入院または入所されている方等、やむを得ない事情がある場合は居住地以外でも接種可能です。

費用 無料

接種方法 個別接種、集団接種

接種回数 2回(予定)

愛知県内で、新型コロナウイルスワクチン接種に関する特殊詐欺につながる不審な電話が確認されています。
ワクチン接種に予約金はかかりません。不審な電話は、すぐに切りましょう。

よくある質問

今後変更の可能性もあります。

Q. ワクチン接種はいつどこで受けられますか?



A. 接種開始日や接種会場の詳細については、決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

Q. 市役所からお手紙は届きますか?



A. 3月中旬以降に高齢者の方から順次「接種券」と「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」を郵送します。

接種に関する最新情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

コロナ ワクチン 厚生労働省 **検索**

問合せ
保健センター内
コールセンター
☎22-2115

麻しん風しん混合ワクチン(MR)の接種はお早めに!

第1期…生後12~24月に至るまでの方
第2期…平成26年4月2日~平成27年4月1日生まれの方

接種期間

第1期…2歳の誕生日の前日まで
第2期…令和3年3月31日まで

その他 次に該当する方は、保健センターへご相談ください。

- ・アレルギーや重い疾患がある方
- ・津島市が配付した予診票をお持ちでない方

問合せ 保健センター ☎23-1551



感染リスクが高まる「5つの場面」とは?

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、改めて不要不急の外出を控えるほか、以下の場面に留意しましょう。

<p>1 飲酒を伴う懇親会等</p>	<p>2 大人数や長時間におよぶ飲食</p>	<p>3 マスクなしでの会話</p>	<p>4 狭い空間での共同生活</p>	<p>5 居場所の切り替わり</p>
---------------------------	-------------------------------	---------------------------	----------------------------	---------------------------

参考:内閣官房ホームページ

国民健康保険のお知らせ

問合せ 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

加入・脱退の届け出

- ・就職・退職等をしたときは、必ず14日以内に届け出をしてください。
- ・加入の届け出が遅れた場合、国民健康保険の資格を取得した月までさかのぼって国民健康保険税を納めることになり、その間に掛かった医療費も全額自己負担になることがあります。
- ・他の健康保険に加入後、国民健康保険証で診療を受けた場合、医療費を後日返還していただくことがあります。

届け出の種別・持ち物

	こんなとき	手続きに必要なもの	すべての手続きに共通して必要なもの
国保に加入するとき	津島市へ転入したとき	通帳の届出印、口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカードなど)	世帯主および届出対象者の個人番号(マイナンバー)が確認できる次のいずれか ・個人番号カード ・個人番号通知カードと顔写真付きの身元確認書類 ・個人番号が記載された住民票と顔写真付きの身元確認書類 ※顔写真付きの身元確認書類がない場合は次のいずれか2点が必要 ・住基カード(顔写真なし) ・医療保険証 ・年金手帳、年金証書 ・介護保険証 ・各種医療受給者証 など
	子どもが生まれたとき	出産を証明するもの(母子健康手帳、出生証明書など)、世帯主名義の通帳など、印鑑、医療機関等との直接支払いについての合意文書、領収・明細書	
	退職等により社会保険や共済組合等から脱退したとき	社会保険資格などが喪失した事実を証明する書類(健康保険資格喪失連絡票など)、通帳の届出印、口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカードなど)	
	社会保険や共済組合等の被扶養者でなくなったとき		
国保を脱退するとき	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、通帳の届出印、口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカードなど)	
	津島市から転出するとき	国民健康保険被保険者証	
	死亡したとき	国民健康保険被保険者証、葬祭執行者を証明するもの(会葬礼状など)、葬祭執行者名義の通帳など、印鑑	
	就職等により社会保険や共済組合等に加入したとき	国民健康保険被保険者証、社会保険資格を取得した事実を証明する書類(社会保険などの被保険者証、健康保険資格取得連絡票など)	
その他	社会保険や共済組合等の被扶養者となったとき	国民健康保険被保険者証、生活保護開始決定通知書	
	生活保護を受け始めたとき		
	市内転居したとき 世帯主が変わったとき	通帳の届出印、口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカードなど)	
	被保険者証や高齢受給者証を紛失、汚損したとき	—	
	国民健康保険の加入者が修学のため津島市から転出したとき	在学証明書または学生証	
	交通事故の治療に国民健康保険を使うとき	印鑑、交通事故証明書	

- ※「国民健康保険高齢受給者証」「国民健康保険限度額適用認定証」等をお持ちの方は持参してください。
- ※国民健康保険税の納付は、原則、口座振替でお願いしています。ほとんどの金融機関については、キャッシュカードのみ(通帳の届出印不要)で、口座振替をお申し込みいただけます。

仮徴収額決定通知書の発送

国民健康保険税が年金から天引きされている方には、「令和3年度国民健康保険税仮徴収額決定通知書」を3月下旬に発送します。2月に年金から天引きされた税額と同じ額が、4月・6月・8月に天引きされます。ただし、一部の方は年金天引きされない場合があります。

